

広島県告示第二百七十号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十四号）第三条第一号、第五条第一号及び第六条第一号の規定に基づき知事が指定する養成施設を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地
国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	埼玉県さいたま市緑区大字大門一〇三〇番地
国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科	埼玉県所沢市北原町八六〇番地
上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科	東京都千代田区紀尾井町七番一号
東京福祉保育専門学校児童指導員・社会福祉学科	東京都豊島区東池袋四丁目二三番四号